

記載例4

- ①年度当初に届いた「特別徴収税額の決定通知書」に、既に退職している等、特別徴収できない(※注) 従業員の
名前が記載されている場合
- ②令和3年中に厚木市外に転出された方がいて、その方の令和4年度の給与支払報告書を提出した後に、
その転出した方が退職した場合

①の場合・・・この記載例の異動届出書を速やかに提出してください。

(異動届出書の提出があった場合、改めて税額変更通知書を送付します。)

②の場合・・・厚木市には記載例2又は記載例3の異動届出書を、住所変更後の市区町村にはこの記載例の異動届出書を提出してください。

(令和3年度(令和4年5月まで)は厚木市で課税しますが、令和4年度(令和4年6月以降)は住所変更後の市町村で課税されます。)

◎例4・・・年度当初の通知書に、令和3年3月31日にすでに退職した従業員の名前が記載されていた場合

記載例

「給与支払報告書」に○をつけてください。

賦課期日(1月1日)の住所を記載してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記載してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市区町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	9-000000		※市区町村ごとに異なります		
宛名番号	1				
課・係	総務課総務係				
氏名	住民 税美				
電話	046-000-0000 (内線 000)				
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号					
異動の事由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 普通徴収理由 異動事由のとり				
異動後の未徴収税額の徴収	500,000				
退職した年の1月から退職時までの給与支払額	40,000				
1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	4. 現年度	5. 新年度	6. 両年度
特別徴収税額(年税額)			徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
00000					3・3・31
フリガナ	氏名	旧姓			
ケンミン ゼイタロウ	東 民 税 太 郎				
生年月日	昭和・平成 56年 7月 8日				
個人番号	000000000000000000				
1月1日現在の住所	厚木市中町○丁目○番○号				
給与の支払を受けなくなった後の住所	横浜市区新横浜000番0号				
一括徴収の理由	徴収予定		相続人の氏名等		
1. 異動が令和 年 12月 31日 までで、申出があったため(月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	氏名	続柄	
2. 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			住所		
			電話		
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普A) 総従業員数が2人以下(普B～普Fに該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)					
2 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)					
3 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が100万円以下)					
4 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)					
5 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)					

必ず御記載ください。指定番号と宛名番号とは税額通知書に記載されている番号です。

税額を記載する必要はありません。(ア)～(ウ)に斜線を引いてください。

(注)「特別徴収できない」とは・・・異動の理由の「その他」を選択した場合は、1～5のいずれかの理由を必ず選択してください。以上の理由以外では、特別徴収を切り替えることが認められませんので御了承ください。